

長後駅前本通り親和会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行い、もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、長後駅前本通り親和会と称する。

(地区)

第3条 本会の地区は、神奈川県藤沢市下土棚、高倉の区域とする。

第2章 活動

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員のためにする共同売出し及び共同宣伝
- (2) 会員の事業に関する経営及び技術の改善向上または会員事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (3) 会員の福利厚生に関する活動
- (4) 長後駅前通り親和会商店街の街路灯整備に関する活動
- (5) 前各号の事業に付帯する活動

(会員の資格)

第5条 本会員たる資格を有する者は次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 小売業、サービス業、不動産業、建設業、自由業及び製造業などを営む事業者であること。
- (2) 本会の地区内に事業場を有すること。

(加入)

第6条 会員たる資格を有する者は、本会の承認を得て、会に加入することができる。

(自由脱会)

第7条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、脱退することができる。

(除名)

第8条 本会は、会員を除名することができる。この場合において、本会は、総会の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

第3章 役員・監事・顧問

(役員、監事の定数)

第9条 役員、監事の定数は、次のとおりとする。

- (1) 役員 4人～7人以内
- (2) 監事 2人

(役員、監事の任期)

第10条 役員及び監事の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(会長、副会長、総務、会計及び監事の職務)

第 11 条 役員構成は、会長、副会長、総務、会計とし、監事と共に
総会において選任する。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- (2) 副会長は、あらかじめ総会において定めた順位にしたがい
会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときはその職務を代理し
又は代行する。
- (3) 総務は、総務の業務を執行する。
- (4) 会計は、会計の業務を執行する。
- (5) 監事は、会計の業務を監査する。

(役員、監事の選挙)

第 12 条 役員、監事は会員の選挙または互選による。

(顧問)

第 13 条 顧問を置くことができるが、総会の決定を経て委嘱する。

第 4 章 総会

(総会の招集)

第 14 条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は年 1 回とし、会長がこれを召集する。
- (2) 臨時総会は必要に応じて開催することができる。
- (3) 総会に付議する議題はおおむね次のとおりとする。
 - 1,規約の制定、改廃。 2,予算、決算。
 - 3,事業計画、事業報告。 4,役員改選。
 - 5,顧問の委嘱。 6,その他必要と認められる事項。
- (4) 総会は会員の 1/3 以上（委任状を含む）の出席者で成立し、議事は出席者の過半数によって決定する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 15 条 役員会は必要に応じ随時開催する。また、本規定に定めなき
事項については、その都度協議する。

(慶弔)

第 16 条 会員の家庭に慶弔が生じた場合は次のとおり金銭等をおくる。

- (1) 臨時役員会によって決定する。

(経費)

第 17 条 この会の経費は会費その他の収入をもって充てる。

会費は事業場ごとに月額 2000 円とし、原則として藤沢三浦信用金庫よりの引き落としとする。但し、常時使用する従業員の数が 10 人以上の事業者は、別途協議する。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(付則) この規約は平成 16 年 4 月 17 日より施行する。

(改定) 平成 24 年 4 月 17 日